

たることを以て第三者に對抗することを得ず

一、第三條第一號乃至第三號に掲げたる事項

二、法人となりたる年月日

三、理事の氏名住所

前項に掲げたる事項に變更ありたるときは一週間内に其登記を為すことを要す登記前にありては其變更を以て第三者に對抗することを得ず

第六條 本法に依る登記には登録税を課せむ。本法に規定する外の登記に關し必要な事項は勅令を以て之を定む。

第七條 民法第四十八條乃至第五十條第五十二條乃至第五十五條第五十七條乃至第六十一條の規定は法人たる勞働組合に之を準用す

第八條 左に掲ぐる事項は總會の決議を經へし

一、基金の設置、管理及處分に關すること

二、組合規約を變更すること

三、組合聯合會を設立し又は之に加入し若くは之より脱退すること

四、組合を解散、合併又は分割すること

第九條 勞働組合は組合規約を以て總會に代るべき總代會を設くる事を得
總會に關する規定は總代會に之を準用す

第十條 勞働者に非ざる者は雖も左に掲ぐる者は勞働組合の組合員となることを得、但し雇傭者又は其利益を代表する者は此の限りにあらず

一、組合の役員に選任せられたる者